○国土交通省告示第三百七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を指定し、又は変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十九年建設省告示第五百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

前文中「平成二十八年七月一日」を「平成二十九年四月三日」に改める。

表十八中

「善　川	宮城県黒川郡大和町落合相川字堰根一番地先の県道橋下流端	吉田川への合流点」を
「善　川	左岸　宮城県黒川郡大衡村大衡字舞台百二十四番地先	吉田川への合流点」に
	右岸　同郡大和町吉岡字北原西五十番五地先	

改める。

○国土交通省告示第三百八号

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように変更したので、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第五項の規定により準用する同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

第四条第一項の表第十八号中「第十七号」を「第十八号」に改め、「車線逸脱警報装置性能試験」の下に「、車線逸脱抑制装置性能試験」を加え、同号を同表第十九号とし、同表第十七号を同表第十八号とし、同表第十六号の次に次の一号を加える。

十七　車線逸脱抑制装置性能	前号の試験	試験自動車の車線から逸脱した距離の最大値

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	馬場瑛八郎、西生　一次
変更後	西生　一次

二　変更する年月日　平成二十九年二月一日

○国土交通省告示第三百十号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社日建学院から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	馬場瑛八郎、西生　一次
変更後	西生　一次

二　変更する年月日　平成二十九年二月一日

○国土交通省告示第三百十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人宅建実務教育センターから住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	千葉県八千代市ゆりのき台一丁目二番二号　セントラルビル二　三〇一号室
変更後	千葉県八千代市ゆりのき台二丁目五番七号　サンメールゆりのき台　二〇二号室

二　変更する年月日　平成二十九年三月八日

○国土交通省告示第三百十二号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人宅建実務教育センターから住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	千葉県八千代市ゆりのき台一丁目二番二号　セントラルビル二　三〇一号室
変更後	千葉県八千代市ゆりのき台二丁目五番七号　サンメールゆりのき台　二〇二号室

二　変更する年月日　平成二十九年三月八日

○国土交通省告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ソ　名古屋駅前事務所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目六番十七号

同表の十六の項業務区域欄中「北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岡山県、広島県及び山口県の全域」を「北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の全域」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ハ　福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神一丁目九番十七号

同表の二十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「ロ　東京営業所　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号ＫＳビル」を

「ロ　東京本部　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号ＫＳビル」に改める。

○環境省告示第三十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び第二号並びに独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十五条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成十六年環境省告示第二十二号（独立行政法人環境再生保全機構に係る環境大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月三日から適用する。

平成二十九年四月三日　環境大臣　山本　公一

一　変更する年月日　平成二十九年二月一日